

生徒心得

本校生徒として誇りと責任をもち、学校及び社会のルールやマナーを守ることにより、
学校生活及び社会生活を皆が気持ちよく送れるようにしましょう。

1 校内生活

- (1) 健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退をしないように努める。やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、手順を守って連絡・届出を行う。
- (2) 公共物を大切にし、進んで学校の美化・整頓に努める。各個人にロッカーを貸与するので、貴重品の管理など自己責任の上、大切に活用する。
- (3) 不必要なものは学校に持ってこない。
- (4) 携帯電話は、原則として始業から授業終了後まで電源を切り、各自、ロッカーの中に入れ管理する。休み時間等に使用することも認めない。

2 礼儀

- (1) 来客、先生等に対して節度ある態度で接し、礼儀を欠かさないようにする。
- (2) 高校生らしい正しい言葉遣いや品位ある行動をする。

3 頭髪

- (1) 頭髪は奇抜な髪形でなく、清潔でさっぱりしたものとする。
- (2) 染色・脱色・パーマ等の加工はしない。

4 服装

- (1) 学校指定の制服は、夏・冬・ポロシャツの3種類あり、時季・気候に応じて着用できるようにする。
- (2) ベストは、学校指定のものとする。
- (3) 制服の再購入で、サイズ変更や別の販売店で購入の場合、事前に生徒指導部に届けを出し、許可証を得る。
(販売店に許可証を提示する必要がある。)



冬服

夏服

ポロシャツ

5 通学靴・靴

- (1) 靴は、機能的でファスナー等で閉じることができるものとし、他校の校章・校名の入った靴は使用しない。
- (2) 靴は、活動しやすいものとし、高いヒールのものは履かない。(目安は3cm以内)

6 化粧・装飾品等

化粧、マニキュア、装飾品やディファイン・カラーコンタクト、色付きリップ等はしない。ピアスの穴は開けない。

7 防寒着

コート・セーター・カーディガン・タイツ等の着用については、次の規定に準じたものとする。

- (1) 素材は、革・毛皮・デニム以外のもの。
 - (2) シンプルなデザインのもの。
 - (3) ブレザーの下に着用するカーディガン・セーター等は、派手な色でない無地のもの。フード付きでないもの。また、カッターシャツの襟元のロゴマークが見えるもの。
 - (4) ストッキング・タイツは、無地でベージュまたは黒色のもの。
- ※ 着用時期や着用時における注意事項等は、別途連絡する。

8 自転車通学

- (1) 許可条件
 - ① 安全整備登録店にて、自転車点検整備（有料）を行うことを推奨する。また、両立スタンドであることが望ましい。ハブステップ・カマキリハンドルは禁止とする。
 - ② 防犯登録、施錠（2箇所）等、盗難対策をしている。
 - ③ 後部反射鏡の上部に学校登録ステッカーを必ず貼付する。
 - ④ 自転車損害賠償責任保険等に加入していること。
 - ⑤ 乗車用ヘルメットを着用する。
- (2) 事故防止のために次の事項を必ず守る。
 - ① 交通ルールを遵守し、通学マナーの向上に努める。
 - ② 2人乗り・並進走行・斜め横断禁止。携帯電話・音楽用イヤホン等は使用しない。
 - ③ 夕暮れ以降はライトを点灯する。
 - ④ 雨天時は、雨合羽を着用する。（傘さし運転は禁止）
- (3) その他
 - ① 自転車は指定された駐輪場所（個人指定）に必ず施錠して、整然と駐輪する。
 - ② 通学自転車を替えるときは、生徒指導部に届け出る。
 - ③ 学校以外で駐輪する場合も、必ず2箇所以上施錠する。
 - ④ 上記のルールが守れない場合、自転車通学許可の取り消しまたは停止をすることがある。

9 アルバイト

- (1) やむを得ない事情（家計の援助等）でアルバイトを希望する者は、下記の事項を満たしていることを前提に、HR担任、部顧問とよく相談し、生徒指導部に届け出る。
 - ① 保護者の責任・管理下において行う。
 - ② 学習活動及び生徒指導上の問題がない。
 - ③ 労務管理・労働条件がしっかりしており、高校生として適切な就労先である。
 - ④ 学校休業日を原則とし、就労時間は午後8時までとする。
- (2) アルバイト届、報告書を提出する。
- (3) 1年次生は、高校生活が円滑に行われるよう、学業・部活動等を優先とする。ただし、家庭の事情によりやむを得ず希望する場合は、担任と相談の上、保護者と共に生徒指導部と話し合う。